

(様式第3-1号)

福島県

## 多面的機能支払の実施に関する基本方針

## 1. 取組の推進に関する基本的考え方

農地、農業用水等地域資源の保全活動と農村環境の質的向上を図る活動及び農業用施設の長寿命化のための取組の促進は、食料の安定供給のみならず、国土保全や水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、集落機能維持などの農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながるものである。

このため、本県では、多面的機能支払交付金により、東日本大震災や原子力災害の影響から早期に脱却し、一刻も早い復興とさらなる発展のため、競争力と収益性の高い農業経営と力強い農業構造の実現を目指すとともに、今後とも、多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者等が共同で行う取組を支援する。

## 2. 農地維持支払交付金に関する事項

## (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

## ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、積雪地域での融雪に対する取組や、多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため、ため池及び水路の安全施設の適正管理など、地域の実態を踏まえた取組を追加し、農地を農地として維持するための活動を支援する。

## ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

## ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

## イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

## ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

## ア. 地域資源の基礎的保全活動

| 区 分   | 取組の追加  |
|-------|--|
| 構成項目  | 実践活動 (会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地区のみ)                                     |
| 対象施設等 | 農用地  |
| 活動項目  | 施設の適正管理  |
| 取 組   | 融雪のための融雪剤散布  |
| 取組内容  | 雪解けの時期をずらすことにより、急激な融雪による法面等の浸食を抑制するため、雪解け時期に農用地への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うこと |
| 活動要件  | 協定に位置づけた農用地について、施設の適正管理のために必要な取組を実施する                              |
| 区 分   | 取組の追加  |
| 構成項目  | 実践活動 (会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地区のみ)                                     |
| 対象施設等 | 農用地  |
| 活動項目  | 施設の適正管理  |
| 取 組   | 融雪排水促進のための溝きり  |
| 取組内容  | 融雪水の排水を促進するために、積雪前の溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制すること        |
| 活動要件  | 協定に位置づけた農用地について、施設の適正管理のために必要な取組を実施する                              |

|       |  |
|-------|--|
| 区 分   | 取組の追加  |
| 構成項目  | 実践活動（会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地域のみ）                  |
| 対象施設等 | 水路   |
| 活動項目  | 付帯施設の適正管理                                      |
| 取 組   | 積雪被害防止活動                                       |
| 取組内容  | 積雪による損壊及び流水阻害等を防止するため、水路の雪割りや冬期間の水路のふた掛け等を行うこと |
| 活動要件  | 協定に位置づけた水路について、施設の適正管理のために必要な取組を実施する           |
| 区 分   | 取組の追加  |
| 構成項目  | 実践活動   |
| 対象施設等 | 水路、ため池   |
| 活動項目  | 付帯施設の適正管理                                      |
| 取 組   | 配水操作   |
| 取組内容  | 地域の水需要に基づいた適正な配水操作を行うこと                        |
| 活動要件  | 協定に位置づけた水路やため池の付帯施設について、施設の適正管理のために必要な取組を実施する  |

（注）区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動  
特になし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

福島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

（2）交付単価

① 基本的考え方

福島県の農地維持支払交付金の交付単価については、農業農村のもつ多面的機能の維持・管理のために農業者等が行う共同活動について基本単価を交付する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

| 適用   | 地目 | 国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価 | 国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価 |
|------|----|---------------------------|---|
| 基本単価 | 田  | 1,500円                    | 3,000円  |
|      | 畑  | 1,000円                    | 2,000円  |
|      | 草地 | 125円                      | 250円  |

（3）交付金の算定の対象とする農用地

農振農用地区域内の農用地及び地方公共団体が多面的機能維持の観点から必要と認められる農用地とする。

※ 交付対象とする農用地の要件については、国が実施要領に定める基本的な考え方に基づき、農業生産の継続性、多面的機能を維持することの効果や必要性等を踏まえ、下記を対象農用地とする。

- ① 地方公共団体との契約、条例、法律等に基づき多面的機能維持の観点から保全が図られている農用地
- ② 農振農用地と一体的な取り組む必要があると認められる農用地

- (4) その他必要な事項  
特になし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基本とし、地域の絆を守り、集落の維持を目的とした取組を支援する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針による。

イ. 農村環境保全活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針による。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針による。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

| 区 分   | 取組の追加   |
|-------|---|
| 構成項目  | 実践活動  |
| 対象施設等 | 水路、ため池  |
| 活動項目  | 付帯施設  |
| 取 組   | 安全施設の補修   |
| 取組内容  | ため池、水路の転落防護柵や注意看板等の安全施設について、老朽化箇所<br>の補修等の対策を行うこと |
| 活動要件  | 協定に位置づけて水路やため池の付帯施設について、施設の必要な取組<br>を実施する         |

(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。

イ. 農村環境保全活動

特になし

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

特になし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙2)

福島県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

- (2) 交付単価

① 基本的考え方

農村集落維持を目的とし、地域資源の質的向上を図る共同活動について基本単価を交付する。但し、継続地区(農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した組織が活動する地域又は向上活動に取り組む地域。)については、基本単価の7.5割とする。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

| 適用  | 地目 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の10アール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価 |
|---|----|--|--|
| 基本単価<br>(継続地区を除く対象農用地)  | 田  | 1,200円                                       | 2,400円   |
|   | 畑  | 720円   | 1,440円   |
|   | 草地 | 120円   | 240円   |
| 継続地区の交付単価<br>(農地水共同活動を5年間以上実施した組織が活動する対象農用地及び資源向上支払交付金の対象農用地) | 田  | 900円   | 1,800円   |
|   | 畑  | 540円   | 1,080円   |
|   | 草地 | 90円  | 180円   |

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、上記交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

- (3) その他必要な事項  
特になし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

- (1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

| 区分      | 対象施設      |     | 対象活動 |          |   |
|---------|-----------|-----|------|----------|---|
|         |           |     | 分類   | 項目       | 取組内容                                      |
| 取組内容の追加 | 集落が管理する施設 | 水路  | 補修   | 取水施設     | ・頭首工、取水工、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。    |
|         |           |     | 更新   | 取水施設     | ・頭首工、取水工、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所を更新するなどの対策を行うこと。 |
|         |           | ため池 | 補修   | 堆積土砂等の浚渫 | ・土砂等の堆積等により貯水機能に支障が生じている場合、浚渫等の対策を行うこと。   |

(注) 区分には、「項目の追加」又は「取組内容の追加」のうち該当するものを記載すること。

なお、「取組内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

福島県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

- (2) その他必要な事項

特になし

## 5. 広域協定の規模

福島県内においては、多面的機能支払交付金実施要綱の別紙5第3の1による。

但し、協定対象とする区域内の農用地で、生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

## 6. 地域の推進体制

### (1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、福島県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、福島県、市町村、農業者団体等から構成する福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。なお、多面的機能支払交付金の事業実施主体は、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会とする。

### (2) 関係団体の役割分担

#### ① 福島県

- ・福島県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・市町村や福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会と連携し、本交付金の普及・推進を図るとともに、対象組織へ適正な指導をする。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

#### ② 市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・管内の活動組織との協定の締結又は広域活動組織の協定を認定する。
- ・毎年度、対象組織の協定に定められている事項の実施状況を確認する。
- ・実施状況の確認を終えたときは、実施状況確認報告書を作成し、組織から提出された実施状況報告書を添えて、事業実施主体に報告する。
- ・対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。

#### ③ 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会

- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。
- ・農地維持支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、農地維持支払交付金の交付を行う。
- ・資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、資源向上支払交付金の交付を行う。

### (3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から福島県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を福島県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、福島県から県内市町村に交付するものとする。

また、地域協議会への推進交付金については、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金と合わせて、国から地域協議会に対して直接交付するものとする。

### (4) その他必要な事項

なし

## 7. その他

### (1) 農地・水保全管理支払交付金に係る役割分担

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧 24 要綱」という。）に基づき平成 25 年度に交付された交付金の実績確認等については、福島県農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針（平成 24 年 4 月 6 日付け東北農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

### (2) 向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全管理活動）について

交付金旧 24 要綱に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、旧基本方針に基づき実施することができる。

## 【参考添付資料】

（参考 1）関係団体の役割分担表

（参考 2）実施体制図

（参考 3）農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針（HP に掲載）

<参考1>

関係団体の役割分担表

| 事業内容                | 実施主体  |     |       | 備考 |
|---------------------|-------|-----|-------|----|
|                     | 地域協議会 | 福島県 | 関係市町村 |    |
| 多面的機能支払交付金          | ○     |     |       |    |
| 多面的機能支払推進交付金        |       |     |       |    |
| 1. 第三者機関の設置、運営      |       | ○   |       |    |
| 2. 基本方針の策定          |       | ○   |       |    |
| 3. 協定締結             |       |     | ○     |    |
| 4. 確認事務             |       |     | ○     |    |
| 5. 推進・指導            |       |     |       |    |
| (1) 活動組織等への説明会      | ○     | ○   | ◎     |    |
| (2) 活動に関する指導、助言     | ○     | ○   | ◎     |    |
| (3) 推進に関する手引きの作成    | ◎     |     |       |    |
| (4) 活動組織を支援する組織への支援 | ○     |     |       |    |
| 6. 交付・申請事務          | ◎     | ○   | ○     |    |
| 7. その他推進事業の実施に必要な事項 |       |     |       |    |

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

